

株式会社全銀電子債権ネットワーク
業務規程改正のご案内

株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程
を以下の通り改正いたしましたのでご案内い
たします。
(下線の箇所が改正となっております。)

令和6年11月18日

改正後
(定義) 第2条 (略) 一～二十七 (略) <u>二十八 でんさいライト 当社が直接運営および管理を行う、電子記録の請 求および開示のためのインターネット・サービスをいう。</u>
(当会社の利用) 第11条 (略) 2 利用者は、次に掲げるいずれかの方法により、当社を利用しなければならない。ただし、第28条第1項または第2項に該当する場合は、当該各項 の定めるところによる。 <u>一 窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法</u> <u>二 でんさいライトにより利用する方法</u> 3 利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更す ることができる。 4 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用 することができない。 5 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。 6 利用者が第3項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、 当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任 を負うものとする。
(利用契約の締結要件) 第12条 1～2 (略) 3 (略) 一～二 (略) <u>三 でんさいライトの利用契約でないこと</u> <u>四 参加金融機関が認めた者であること</u> 4 (略)
(利用申込) 第13条 1～2 (略) 3 前項の審査の結果、当社および参加金融機関が申込者との間で利用契約 を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、 <u>でんさ いライトの利用契約の場合は当社が、それ以外の場合は参加金融機関が、</u> 申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を 通知するものとする。 4～7 (略)
(電子記録の請求制限等) 第22条 (略) 一～十一 (略) <u>十二 利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外 の電子記録</u> 2 (略)

改正前
(定義) 第2条 (略) 一～二十七 (略)
(当会社の利用) 第11条 (略) 2 利用者は、第28条第1項に規定する場合を除き、 <u>窓口金融機関が定めると ころにより、当該窓口金融機関を通じて、当社を利用しなければならない。</u>
3 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用 することができない。 4 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。 5 利用者が第3項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、 当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任 を負うものとする。
(利用契約の締結要件) 第12条 1～2 (略) 3 (略) 一～二 (略) <u>三 参加金融機関が認めた者であること</u> 4 (略)
(利用申込) 第13条 1～2 (略) 3 前項の審査の結果、当社および参加金融機関が申込者との間で利用契約 を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者 に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知す るものとする。 4～7 (略)
(電子記録の請求制限等) 第22条 (略) 一～十一 (略) 2 (略)

改正後
(電子記録の請求) 第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 3 (略)
(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 (略) 2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について<u>当会社から直接または窓口金融機関</u>を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。 3 (略)
(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 1～3 (略) 4 第 1 項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、<u>同項第 1 号または第 2 号に掲げる電子記録の電子記録権利者（利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。）</u>は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。 5～6 (略)

(債権者から双方請求する場合の取扱い) 第 27 条 (略) 2 単独保証記録の電子記録権利者<u>（利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。）</u>は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または窓口金融機関</u>を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。）</u>は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。 4 (略) 5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項および第 2 項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または窓口金融機関</u>を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

改正前
(電子記録の請求) 第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。 3 (略)
(当会社による電子記録および通知) 第 25 条 (略) 2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。 3 (略)
(債務者から双方請求をする場合の取扱い) 第 26 条 1～3 (略) 4 第 1 項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、<u>同項第 1 号または第 2 号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</u> 5～6 (略)

(債権者から双方請求する場合の取扱い) 第 27 条 (略) 2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。 4 (略) 5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項および第 2 項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

改正後
（電子記録の請求の特則） 第 28 条（略） 2 でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第 22 条第 1 項第 12 号に定める電子記録の請求をすることができる。 3 当社は、利用者が前二項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。 4 当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。
（債権記録に記録されている事項の開示） 第 57 条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第 87 条および業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、直接または窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。 一〜三（略） 2〜3（略）
（手数料） 第 61 条（略） 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に掲げる場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。 一 第 28 条第 1 項、第 54 条第 3 項、第 57 条第 3 項および第 59 条第 3 項の請求または照会をする場合 二 でんさいライトにより請求をする場合
（免責） 第 64 条（略） 2 窓口金融機関または当会社が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関または当会社に登録されたものと一致することを窓口金融機関または当会社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。 3〜7（略） 8 当社は、第 10 条、第 11 条第 6 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 4 項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。
（規定の効力） 第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条第 6 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 4 項、第 45 条、第 56 条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。
附則（西暦 2024 年 11 月 18 日改正）
（施行期日） 第 1 条 この細則は、西暦 2024 年 11 月 18 日から施行する。

改正前
（電子記録の請求の特則） 第 28 条（略） 2 当社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。 3 当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。
（債権記録に記録されている事項の開示） 第 57 条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第 87 条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。 一〜三（略） 2〜3（略）
（手数料） 第 61 条（略） 2 利用者は、第 28 条第 1 項、第 54 条第 3 項、第 57 条第 3 項および第 59 条第 3 項の請求または照会をする場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。
（免責） 第 64 条（略） 2 窓口金融機関が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。 3〜7（略） 8 当社は、第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。
（規定の効力） 第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 45 条、第 56 条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。
附則（西暦 2023 年 1 月 10 日改正）
（施行期日） 第 1 条 この細則は、西暦 2023 年 1 月 10 日から施行する。